

(ディスコ等の避難管理)

第49条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。（せ）

【解説】

本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等の店舗等における避難管理を徹底する必要があることから、そのような営業形態の店舗等においては、非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講ずるべきことを定めたものである。

1 「その他これらに類するもの」とは、ディスコ(大音響装置を用いてストロボ照明等の中で多数の客にダンスを行わせる施設)、ライブハウス(多数の客に生演奏を聞かせる施設で、客席において飲食物の提供を伴うもの)と類似していると認められる施設で、特殊照明(主に演出効果を高めるための照明設備、器具で火災発生時の避難の際、誘導灯の視認障害や避難口、通路等の識別障害を生じるおそれのあるものをいい、例えば、ストロボ、オーロラマシン等が考えられる。)、音響効果等により火災発生時に避難上の安全が確保できなくなるおそれのあるものをいう。

なお、カラオケルーム(密閉性、遮音性が高い個室において、音響装置を用いて客に歌を歌わせることを業とする施設で、カラオケボックスと呼ばれる施設を含む。)も含まれる。ただし、屋外の敷地にボックスを置いた形態のカラオケボックスで、避難上支障がないと認められるものは除く。

2 「非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止する」とは、例えば自動火災報知設備若しくは非常警報設備の作動と連動して電源若しくは音響を自動的に停止するもの又は常時監視、管理している関係者が火災を覚知した場合、直ちに、かつ、一斉に手動停止できるものをいう。

3 「避難上有効な明るさを保つ」とは、床面の照度を1ルクス以上確保することをいう。

4 本条と第49条は選択的適用関係となるものでなく、「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」に該当し、本条の適用を受けるものが、第49条の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものである。